

## 消費税及び地方消費税（個人事業者）の 中間申告と納付について

個人事業者の方で、令和3年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

中間申告の方法と納付は、次のいずれかによることができます。

### 1. 前年実績による中間申告

令和3年分の確定消費税額に応じて、「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

### 2. 仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「1. 前年実績による中間申告」の方法に代えて、仮決算に基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

#### ■お問い合わせ

函館税務署 ☎0138-31-3171



国税庁HP

## インボイス制度とは

- ・インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- ・インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- ・売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続が必要です。

#### ■登録申請手続

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までにe-Taxまたは郵送により登録申請書を提出する必要があります。

※期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。

申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。

#### ■インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

・税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。

・詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

札幌国税局HP>消費税のインボイス制度説明会・登録申請相談会

◆消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」も開催しています！

◆国税庁ではオンライン説明会を開催中！！

※説明会の模様は、YouTubeチャンネルでいつでも視聴可能です。

■お問い合わせ インボイスコールセンター 0120-205-553

受付時間 9時00分～17時00分（土日祝除く）



札幌国税局HP